

全国健康保険協会愛媛支部 健康づくり推進宣言ロゴマーク使用要領

この要領（以下「本要領」という。）は、全国健康保険協会愛媛支部（以下「愛媛支部」という。）が作成した健康づくり推進宣言ロゴマーク及び健康づくり優良事業所ロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものです。

1. ロゴマークについて

ロゴマーク等は別紙に掲げるものとします。

2. 使用者

ロゴマーク等を使用できる者は、次のとおりです。

（1）健康づくり推進宣言ロゴマーク

①健康づくり推進宣言に参加した法人、団体及び個人事業者

②その他、愛媛支部に申請を行い、使用を認められた者

（2）健康づくり優良事業所ロゴマーク

①健康づくり優良事業所と認定された法人、団体及び個人事業者

ただし、健康づくり優良事業所の認定が有効期間内にある場合に限りです

②その他、愛媛支部に申請を行い、使用を認められた者

3. ロゴマーク等使用申請

ロゴマーク等の使用申請は次のとおりとします。

（1）ロゴマーク等の使用を希望する者は、「健康づくり推進宣言ロゴマーク使用申請書」（以下「申請書」という。）を郵送またはファックスにより愛媛支部に提出します。

（2）愛媛支部は、上記（1）による申請があった場合、申請内容等を確認し、申請者に結果を連絡します。

（3）ロゴマーク等の使用可否の決定にあたっては、健康づくり推進宣言の趣旨に賛同し、その普及・啓発や推進の目的での使用であると愛媛支部が判断した場合に使用を認めます。

（4）申請内容に変更が生じた場合は、再度愛媛支部へ申請書を提出してください。

4. 使用方法

（1）使用するロゴマーク等

・ロゴマーク等の使用にあたっては、別途定める「ビジュアル・アイデンティティ デザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従って使用してください。

（2）使用料

ロゴマーク等の使用料は、無料です。

(3) ロゴマーク等に関わる権利

ロゴマーク等に関する一切の権利は全国健康保険協会に帰属します。

(4) 禁止事項

ロゴマーク等の使用に関する禁止事項は次のとおりです。

- ①法令や公序良俗に反するおそれのある使用
- ②全国健康保険協会の信用失墜や名誉毀損のおそれがある方法での使用
- ③健康づくり推進宣言の活動の妨げやイメージを損なう方法での使用
- ④本要領及びガイドラインに反した使用
- ⑤ロゴデータ等の第三者への譲渡による代理使用
- ⑥使用許可を受けた者が提供する商品やサービス等の販促を目的として、その品質や安全性を全国健康保険協会が保証すると誤認させる方法での使用

5. 使用状況等の調査

愛媛支部は使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができるものとします。

6. 本要領又はガイドラインに反した使用に対する措置

本要領又はガイドラインに反した使用方法または不適切な使用であると愛媛支部が判断したときは、使用者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。使用を中止されたことによって損失を受けることがあっても、全国健康保険協会はその補償の責めを負いません。

7. 本要領またはガイドラインの改定

本要領及びガイドラインは愛媛支部により、必要に応じて予告なく改訂する場合があります。

附則

この要領は、令和2年12月17日から施行します。

ロゴマーク一覧

健康づくり推進宣言 ロゴマーク一覧

①



健康づくり
推進宣言

②



健康づくり推進宣言

健康づくり優良事業所 ロゴマーク一覧

(実施結果レポートの結果、健康づくり優良事業所に認定された事業所)

①



健康づくり
優良事業所

②



健康づくり優良事業所